

## ○帯広市太陽光発電システム導入資金貸付規則

平成21年4月30日

規則第32号

改正 平成22年4月1日規則第42号

平成23年4月28日規則第33号

平成24年4月1日規則第38号

平成24年6月27日規則第51号

平成25年3月29日規則第20号

平成25年4月10日規則第33号

平成26年3月31日規則第17号

平成27年3月31日規則第22号

平成28年3月30日規則第15号

令和元年5月1日規則第24号

令和2年3月6日規則第5号

令和4年2月22日規則第7号

令和6年3月29日規則第8号

令和7年3月31日規則第21号

### (目的)

第1条 この規則は、太陽光発電システムを導入する者に対し予算の範囲内で貸し付ける資金について必要な事項を定めるとともに、その普及促進を図り、もって地球温暖化防止及び環境負荷低減に寄与し、環境にやさしいまちづくりを進めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 低圧配電線と逆潮流有りで連携する太陽電池モジュールを有する設備一式をいう。
- (2) 取扱金融機関 市と太陽光発電システム導入資金貸付制度の運用に関する契約を締結し、本貸付業務を取り扱う金融機関をいう。ただし、取扱金融機関の取扱店舗は市内に所在する本店又は支店とする。
- (3) おひさまソーラーネット帯広 Jークレジット制度(国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度)実施要綱(平成25年4月17日制定。経済産業省、環

境省、農林水産省)に基づき、太陽光発電システム設置による二酸化炭素削減事業を行うため帯広市が設置し、管理、運営する二酸化炭素削減事業者をいう。

(資金の預託)

第3条 市長は、予算の範囲内で、貸付けの原資として資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 資金の預託は、帯広市太陽光発電システム導入資金融資制度の運用に関する契約書に定める事項のほか次の各号により実施するものとする。

(1) 預託限度額は毎年度、市長が決定するものとする。

(2) 貸付金の預託

ア 預託金は、取扱金融機関の請求に基づき預託するものとする。

イ 取扱金融機関は、預託に関する書類(契約書及び請求書)に必要事項を記入し、押印のうえ市長に提出するものとする。

ウ 取扱金融機関は、預託金が振り込まれた時には、預金証書を速やかに市長に提出するものとする。

(貸付対象住宅等)

第4条 太陽光発電システム導入資金貸付(以下「資金貸付」という。)の対象住宅、対象者、対象設備、貸付限度額、貸付条件及び対象経費は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第5条 資金の貸付を受けようとする者(以下「資金貸付申請者」という。)は、帯広市太陽光発電システム導入資金貸付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは関係書類の提出を省略することができる。

(1) 太陽光発電システムに係る契約書の写し

(2) 位置図

(3) 市税を滞納していないことを証する書類又は税情報確認承諾書

(4) 申請者以外の所有者全員の設置承諾書(住宅が共有の場合又は申請者の所有に属さない場合に限る。)

(5) そのほか市長が必要と認める書類

(申請の受付)

第6条 貸付申請の受付は先着順に行うものとする。ただし、予算の範囲を超えたときは、そのときをもって受付を終了するものとする。

(貸付のあっせんの決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請を受けたときは、申請の内容を審査し、取扱金融機関に照会を行うものとする。

2 照会を受けた取扱金融機関は、調査等の審査を行い適格と判断したときは、帯広市太陽光発電システム導入資金貸付審査結果通知書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の通知を受け、貸付のあっせんの決定をしたときは、帯広市太陽光発電システム導入資金貸付あっせん通知書(様式第3号)により速やかに資金貸付申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。

4 資金貸付申請者は、前項のあっせんの決定後、速やかに太陽光発電システムの設置工事に着手しなければならない。

(計画変更)

第8条 第7条第3項の規定によるあっせんの決定を受けた者は、資金貸付申請書に記載した次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ帯広市太陽光発電システム導入資金貸付計画変更承認申請書(様式第4号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 機種及び仕様の変更

(2) 設置予定額の変更

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、帯広市太陽光発電システム導入資金貸付計画変更承認通知書(様式第5号)により申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(計画中止)

第9条 第7条第3項の規定によるあっせんの決定を受けた者は、太陽光発電システムの設置を中止しようとするときは、速やかに帯広市太陽光発電システム導入資金貸付計画中止承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(完了の届出)

第10条 第7条第3項の規定によるあっせんの決定を受けた者は、太陽光発電システム設置工事を完了したときは、帯広市太陽光発電システム導入資金貸付対象設備設置完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。ただし、市長が必要がないと認めたときはこの限りでない。

(1) 設置完了後の状態を示すカラー写真

(2) 電力会社との電力受給に関する契約及び受給の開始が確認できる書類の写し

(3) おひさまソーラーネット帯広入会申込書

2 前項の設置完了報告書は、貸付申請年度の2月末日までに提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに工事内容等の審査を行い、申請内容と相違がないと認めたときは、帯広市太陽光発電システム導入資金貸付対象設備設置完了通知書（様式第8号）により速やかに取扱金融機関に通知するものとする。

（貸付の決定）

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた取扱金融機関は、この貸付制度による貸付けと、他の貸付けを明確に区分して処理するとともに、その内容を審査のうえ、貸付けの可否の決定を行うものとする。

2 資金貸付けの決定を受けた者（以下「資金貸付決定者」という。）に対する貸付けは、取扱金融機関が行うものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の決定を行ったときは、速やかに資金貸付決定者に貸付金を支払うと同時に、貸付実行の翌月15日までに帯広市太陽光発電システム導入資金貸付実施報告書（様式第9号）及び個人別貸付金返済予定表を市長に提出するものとする。

4 貸付実行日、約定償還日、繰上償還、担保及び債務の相続は、取扱金融機関の取扱いに準ずるものとする。

（変更等の届出）

第12条 貸付を受けた者は、貸付金を完済するまでの期間内に次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは速やかに市長に届出なければならない。

(1) 住所、氏名等を変更したとき。

(2) 対象設備に変更が生じたとき。

（取扱金融機関の報告等）

第13条 取扱金融機関は、貸付け、償還状況について、市長が求める場合に随時提出するものとする。

2 取扱金融機関は、貸付金が完済された時は、帯広市太陽光発電システム導入資金貸付償還金完済報告書（様式第10号）を翌月15日までに市長に提出するものとする。

（貸付の取消し等）

第14条 市長は、貸付けの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱金融機関に対し、貸付けの取消し、貸付額の変更又は償還すべき元金の全部若しくは一部を

繰上げ償還させるよう指示することができる。

- (1) 虚偽の申込みにより貸付けを受けたとき。
- (2) 貸付の条件に違反したとき。
- (3) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したとき。
- (4) その他貸付けすることが不適当と認められる事実があったとき。

（調査協力）

第15条 市長は、資金貸付決定者に対し必要に応じて対象設備の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

（管理）

第16条 資金貸付決定者は、対象設備の法定耐用年数の期間において、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 資金貸付決定者は、天災等資金貸付決定者の責に帰することのできない事由により対象設備が損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第42号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の帯広市太陽光発電システム導入資金貸付規則の規定は、平成23年度以後に行われる貸付金の申請について適用し、平成22年度までに行われた貸付金の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市太陽光発電システム導入資金貸付規則の規定は、平成24年度以後に行われる貸付金の交付申請について適用し、平成23年度までに行われた貸付金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月27日規則第51号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第20号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月10日規則第33号）

この規則は、平成25年4月10日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第17号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第22号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日規則第24号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月22日規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第21号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分   | 要件等                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象住宅 | 市内にある住宅又は市内に建築予定の住宅のうち、自ら居住する住宅（第10条の設置完了報告書提出時までに居住する予定の住宅を含み、自らの所有でない場合には所有者から太陽光発電システム設置の許可を得られたもの） |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者   | <p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 市内に居住する個人又は第10条の設置完了報告書提出時までに市内に居住する予定の個人であること。</p> <p>(2) 市税を滞納していない者であること（市長が特に認める場合を除く。）。</p> <p>(3) 自らを含め同一世帯内にこの規則による貸付を受けた者がいないこと。</p> <p>(4) 第10条の設置完了報告書提出時におひさまソーラーネット帯広に入会の申し込みをすること。</p> <p>(5) 18歳以上の者であること。</p> <p>(6) 貸付を受けた資金の償還について十分な返済能力を有すること。</p> <p>(7) 取扱金融機関の指定する保証機関が定める保証対象の要件を満たしていること。</p> <p>(8) 暴力団員に該当しないこと。</p> |
| 対象設備  | <p>次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値が10kW未満（増設等の場合は既設分も含める。）であること。</p> <p>(2) 電力会社と受給契約を締結できるものであること。</p> <p>(3) 未使用品であること。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 貸付限度額 | 170万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 貸付条件  | <p>(1) 貸付利率は無利子とし、遅延損害利率は年14.5%とする。</p> <p>(2) 償還期間は貸付けを実行した月の翌月から起算して10年（120ヶ月）以内とし取扱金融機関の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(3) 償還方法は原則として、元金均等毎月償還方式とする。</p>                                                                                                                                                                                                                          |

備考 太陽光発電システムの購入及び設置費用は、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器（接続箱に内蔵）、パワーコンディショナ、電力モニター、余剰電力販売用電力量計、交流側開閉器、配線器具、配線及び設置工事に係る費用とする。